

# 第 1 章 次世代育成支援行動計画と 策定方法

## 次世代育成とは？

次世代とは、次の世代に大人になって、社会を担っていく存在、すなわち子ども（乳幼児～思春期）の世代のことをさします。

この世代を育成して、地域を担っていく次の世代にしていくことが重要視されていますが、その内容としては、まず、次世代の人口が十分に確保されること、次に子どもの育児や教育が十分になされ、自立した心豊かな活力ある大人に育つことがあげられます。次世代育成は、このような視点でとらえることが重要です。

## 少子化とは？

少子化とは、子どもの数が減少し、将来的に人口が減少していくことを言います。

一般に、女性が生涯で産む平均の子ども数が 2.07 人を下回ると、人口の減少がおこると言われています。

本市では生涯で産む平均の子ども数が平成 15 年では 1.16 人、平成 20 年では 1.22 人と微増していますが、少子化傾向は続いています。

少子化の原因としては、婚姻率の低下、子どもを産む年齢の上昇があげられています。

## 次世代育成支援行動計画とは？

このような急速な少子化の中、国・地方公共団体・企業等が一体となって、次世代育成支援対策を進めていくことを目的に、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

これにより、地方公共団体及び企業は今後 10 年間の集中的・計画的な取り組みを示す行動計画（次世代育成支援行動計画）の策定を行うことになりました。

市町村が定める行動計画の期間は平成 17 年度からの 5 年を第 1 期とし（前期計画）、前期計画に関する必要な見直しを平成 21 年度に行った上で、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の後期計画を定めました。

後期計画では、子育て支援を始め、子どもが健やかに育ち、次世代を担う人として成長するために必要な多方面の環境整備、そしてコミュニティの中で育ち合う人づくりという観点に立脚した地域づくりをめざしています。

市民の皆さまには、この計画の趣旨、目的などご理解をいただき、市民一人ひとりが積極的に次世代育成を担っていかれることを願っています。

## 計画策定の方法と流れ

### 1) 次世代育成のめざす姿

前期計画で設定された「めざす姿」を継続して進めることとしました。

### 2) 現状の問題点の把握

子育て支援に関わる実務担当者へのヒアリングによる意見の検討、健診時における子育ての実態把握及び保健福祉統計の分析を行いました。

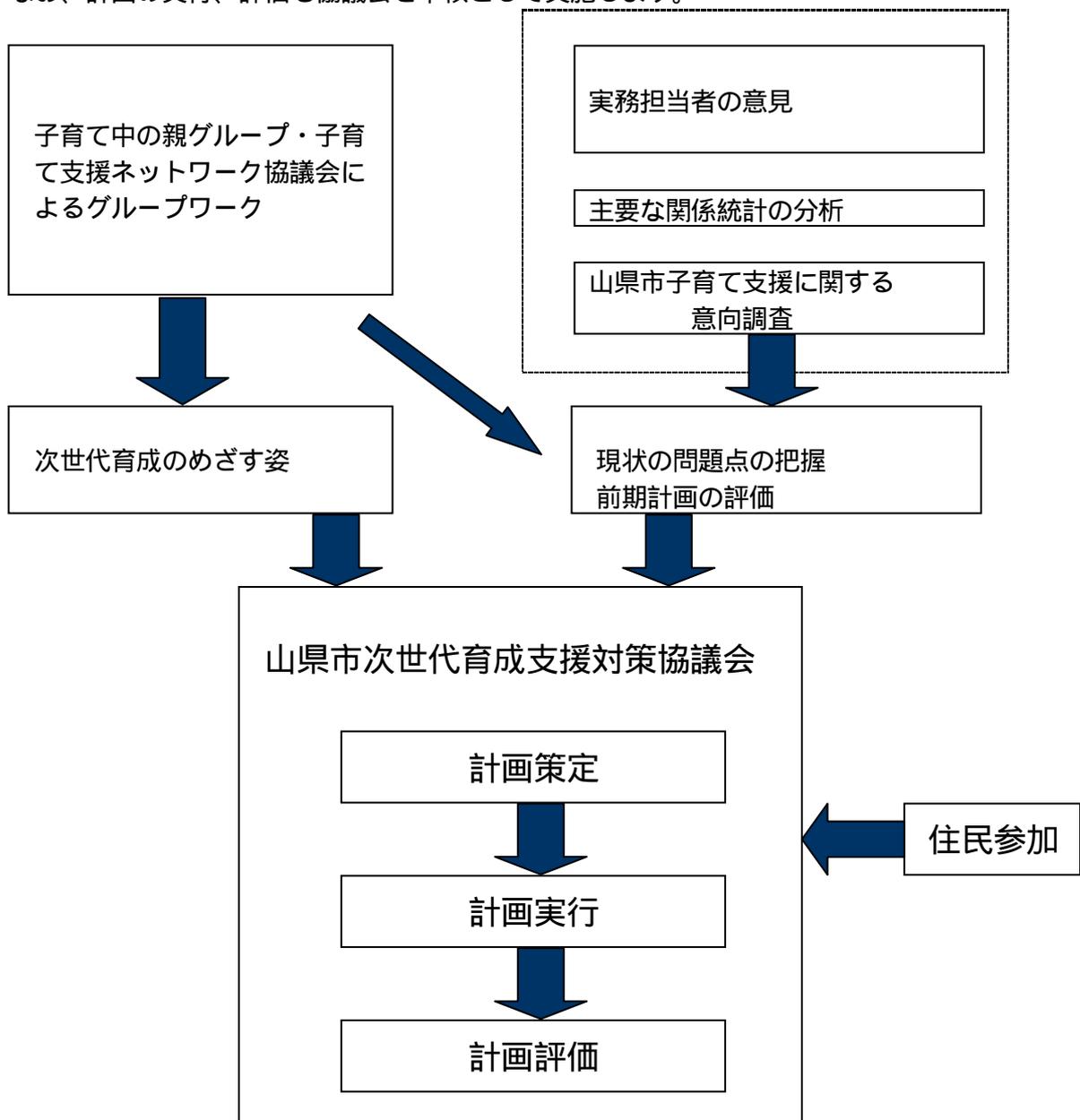
また、山県市子育てに関する意向調査により、現状の問題点について把握しました。

### 3) 前期計画の評価

評価指標に基づき、計画の「めざす姿」「目標」「条件」がどの程度実現できたか評価しました。

### 4) 後期計画の策定

住民、専門家、関係機関及び行政からなる山県市次世代育成支援対策協議会において、めざす姿と現状の問題点から、めざす姿を実現するために必要な条件を分析のうえ、前期計画を見直し策定しました。なお、計画の実行、評価も協議会を中核として実施します。

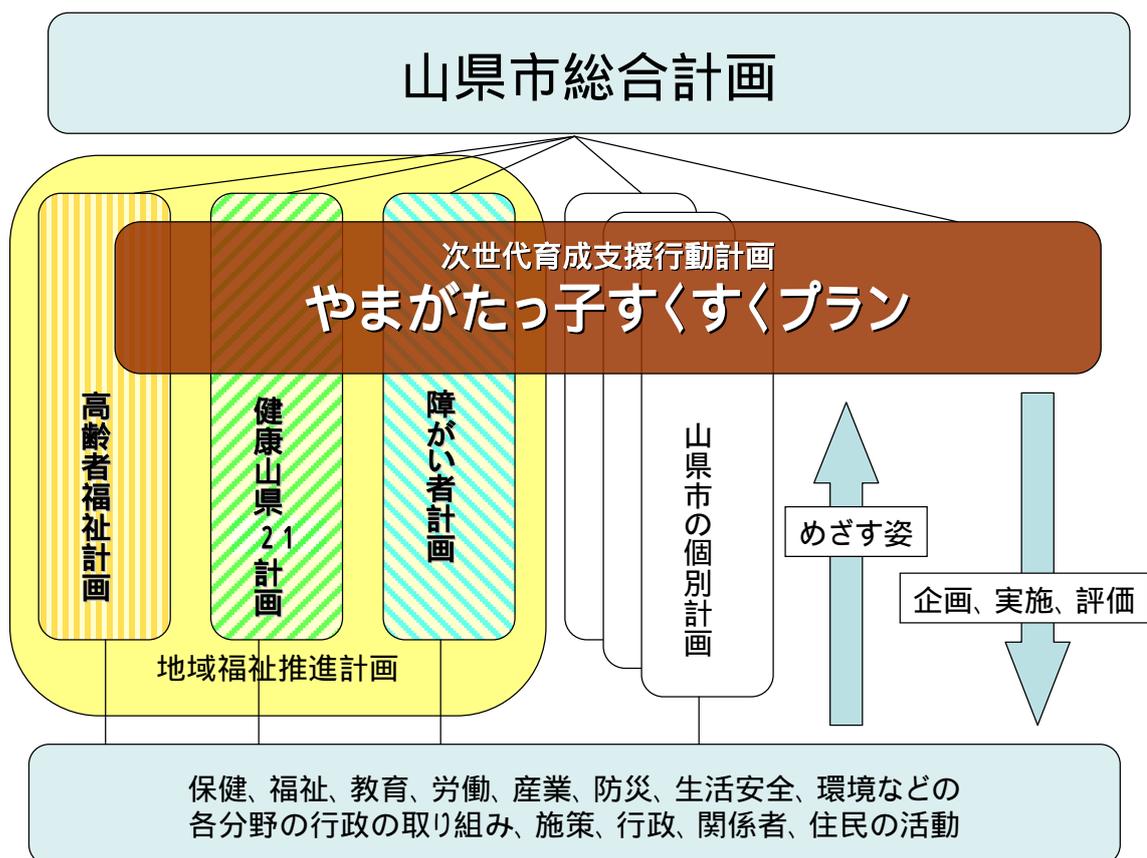


## 計画の位置づけ、他の計画との関係

本計画は、「子育て」「子育て」支援に関する総合的かつ一体的な計画であり、関連する本市の各計画と密接に連携します。その関連については、次のとおりです。

- \* 「市総合計画」に基づき、少子化対策及び次世代育成行動支援を具体化した計画として位置づけます。
- \* 「地域福祉推進計画」「健康山県21計画」「高齢者福祉計画」「障がい者計画」、その他関連する山県市の計画のうち、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、生活環境、防災、生活安全等の分野と横断的の接点を持ち、緊密な連携を図ります。

他計画との関係図(イメージ)



# 次世代育成支援に対する基本的な考え方

## 1. 次世代育成のとらえ方

### 1) 子どもは「育て」大人になる・・・「子育て」の支援

人は生まれ、適切な養育のもとに育っていきます。その中で、子どもを取り巻く環境が子どもの成長に与える影響は大きなものがあります。

このため、特に子どもを取り巻く環境面に着目して、子どもの成長を支援できる環境をつくっていかねばなりません。

### 2) 親は子どもを育てるとともに、親も子どもと「一緒に育つ」・・・「子育て」の支援

人は子どもが産まれてはじめて親になります。子どもと一緒に、親が生まれると言えましょう。

いわば「親年齢」は子どもの年齢といっしょで、たとえば10歳の子どもの親の「親年齢」もやはり10歳なのです。従って親は、子どもとともに育つと言えます。

子育て支援にあたっては、「子育て」「親育ち」という、このような子と親の育ちあいを大切にし、育ちあいを支援できるような環境を整備していく必要があります。

### 3) 親は子どもの保護者であると同時に、一個の人間であり、社会の構成員である

単に子育ての支援だけではなく、子育てを担う親をトータルに支援する必要があります。

### 4) いろいろな考え方に対応した子育て支援をする

子育てに対する親の考え方はいろいろなものがあります。ただ一つ、子どもが人間として自立し、心豊かな人に育つのであれば、いろいろな育児の方法があると思います。

しかし、明らかに子どもの健康やこころ、成長発達に悪影響を及ぼすような行動については、その行動を予防し、子どもに害が及ぶのを防ぐことも大切です。

### 5) 子育ての適正な情報の提供と、情報を得て子育ての方針を選択決定、実行できる「育児力」の養成

核家族化が進んだり、現在の親世代が子どもの時にほかの子どもの面倒を見たりする経験が少なくなって、親世代の育児力の低下が問題となっています。

このため、親が子育ての適正な情報を手に入れ、子育ての方針を選択決定、実行できる「育児力」を養成することが求められています。

### 6) 子を産み育てようという気になる魅力ある地域づくり

カップルが生まれなければ子どもは生まれませんし、カップルが地域に定着しなければ地域の子どもの数は増えません。また、子育てが辛いものだと、子どもを2人、3人と産もうとは思わなくなります。

地域に若者が定住し、地域に祝福される結婚を経験し、幸せな妊娠生活、楽しい子育てができるような地域をつくっていくことが必要です。

## 2. 国の策定指針と山県市の取り組み

市町村で次世代育成支援行動計画を策定するにあたっては、計画に含まなければならない内容として、国から以下の7つの指針が示されています。

### 1. 地域における子育ての支援

児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実

・ 居宅における支援 ・ 保育所等における預かり支援 ・ 相談、交流支援  
・ 子育て支援コーディネーター

保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実

地域における子育て支援のネットワークづくり

児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取り組みの推進

地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進 等

### 2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保

発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進

性に関する健全な意識の涵養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実

小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発の推進

家庭を築き、子どもを産み育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進

中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充

不安定就労若年者（フリーター）等に対する意識啓発や職業訓練などの実施

確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

関係機関が連携した家庭教育に関する総合的な取り組み、子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成・配置など、家庭教育への支援の充実

自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 4. 子育てを支援する生活環境の整備

ファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、世帯向けの良質な住宅の確保

住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保

子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備

公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

### 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進

仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開

### 6. 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車の安全利用の推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

### 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築、発生予防、早期発見・早期対策等の児童虐待防止対策の充実

児童相談所の体制の強化、市町村や関係機関との連携強化、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

家庭的養護の推進など社会的養護体制の充実

母子家庭等の自立支援の推進

障がい児施策の充実

後期計画では、この7つの指針をふまえながら、山県市の地域性や、市民の求める次世代育成の姿をもとに策定しています。